

環廃対発第 120501003 号
環廃産発第 120501003 号
平成 24 年 5 月 1 日

福島県・福島県内各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二条に規定する定期検査の期間に関する経過措置の特例に関する省令の施行について（通知）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二条に規定する定期検査の期間に関する経過措置の特例に関する省令（平成 24 年環境省令第 6 号。以下「特例省令」という。）については、平成 24 年 3 月 29 日に公布され、同日施行されたところである。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期されたい。なお、貴管内の市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 制定の趣旨

平成 22 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の改正において、焼却施設、最終処分場等の一定の廃棄物処理施設の設置者に対し、定期検査を受けることが義務づけられた。改正前に既に設置されていた廃棄物処理施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 1 号。以下「改正省令」という。）附則第 2 条により、許可を受けた時期に応じて、それぞれ平成 23 年度から平成 27 年度末までに順次定期検査を受けることが義務づけられている。

しかしながら、今般、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「事故」という。）に伴い、福島県の一部地域が警戒区域及び計画的避難区域に設定されたことから、これらの地域内に設置された廃棄物処理施設については、定期検査を受けることが困難となっている。

そこで、警戒区域及び計画的避難区域等に設定されたことにより立入りが困難となっている区域内に設置された廃棄物処理施設に係る定期検査の受検期日について、特例措置を設けることとしたものである。

第二 特例措置の内容

1 特例措置の対象となる場合

特例措置の対象となるのは、改正省令の施行の際現に法第 8 条第 1 項の許可（同条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）又は法第 15 条第 1 項の許可（同条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けている者であって、当該許可に係る廃棄物処理施設を、警戒区域設定指示又は計画的避難指示の対象区域その他廃棄物処理施設に立ち入ることが困難である区域内に設置している者に限られる。

ここで、「警戒区域設定指示又は計画的避難指示の対象区域その他廃棄物処理施設に立ち入ることが困難である区域」とは、特例省令の施行日時点における警戒区域又は計画的避難区域をいうものである。

2 特例措置の内容

通常の場合、改正省令の施行の際既に許可を受けていた廃棄物処理施設の設置者については、許可を受けた時期に応じて、それぞれ平成 23 年度から平成 27 年度末までに順次定期検査を受けることとされているところ、特例として、以下の①又は

②のいずれか遅い日までに定期検査を受ければよいこととした（特例省令第1項又は第2項により読み替えて適用する改正省令附則第2条）。

① 平成28年3月31日

② 当該許可に係る廃棄物処理施設に立ち入ることが困難である事由（以下「困難事由」という。）が消滅した日から3年を経過した日

ここで、「困難事由が消滅した日」とは、事故に係る原子力災害対策本部長による避難指示（以下「避難指示」という。）が解除された日をいうものである。したがって、例えば平成25年3月30日に避難指示が解除された場合、上記②に該当する日は平成28年3月30日であり、①の平成28年3月31日の方が遅い日であるため、受検期日は平成28年3月31日となる。また、例えば平成26年4月5日に避難指示が解除された場合、上記②に該当する日は平成29年4月5日であり、これは①の平成28年3月31日より遅い日であるため、受検期日は平成29年4月5日となる。

なお、警戒区域設定指示の解除のみがあり、避難指示の解除がない場合（例えば、ある地域について警戒区域が解除されたものの、当該地域が別の区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域等）に見直され、引き続き避難指示が継続されている場合）は、困難事由が消滅したとは解されない。

3 その他

避難指示の有無を以て困難事由の存否としたのは、避難指示により、区域全体としては通常の事業活動を営むことが不可能な廃棄物処理施設の設置者が存在し得ることによる。一方、避難指示解除準備区域のように、避難指示は継続されるものの、事業活動は再開可能とされている区域においては、通常どおりの稼働を再開する廃棄物処理施設も想定される。このような廃棄物処理施設の設置者に対しては、平成22年の法改正の趣旨に鑑み、特例省令適用後の受検期日の到来を待たず、定期検査を受けるよう指導されたい。